○俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例

平成19年12月26日条例第75号

改正

平成22年３月30日条例第２号

平成24年３月１日条例第５号

平成24年10月１日条例第39号

平成26年３月28日条例第３号

令和４年３月29日条例第３号

令和７年３月26日条例第２号

俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、松尾芭蕉の顕彰事業の一環として連歌、俳諧、俳句などの俳文学関係著書の中から優秀研究著書に対し、文部科学大臣賞を授与するため必要な事項を定める。

（授賞対象著書）

第２条　文部科学大臣賞の対象となる著書は、次の各号に掲げる要件を備える著書とする。

（１）　連歌、俳諧、俳句などの俳文学を対象とする研究書又は資料集であること。ただし、邦文によるか、邦訳があること。

（２）　受賞年度の前１年の間の刊行であること。ただし、刊行が複数年度にまたがる場合は、完結年度を対象とする。

（３）　既受賞者の著書は、選考対象から除くこととする。ただし、共著又は共編の場合はこの限りでない。

（決定）

第３条　授賞候補著書は、文部科学大臣賞選考委員会（以下「委員会」という。）の報告に基づき公益財団法人芭蕉翁顕彰会理事会での協議後、市長が決定し、文部科学大臣に報告する。

２　授賞候補著書は、毎年度１著書とする。ただし、選考の結果、本賞に相応しい著書のない年度は授賞なしとする。

（表彰の方法）

第４条　文部科学大臣賞の表彰は、受賞者に表彰状及び副賞を贈り、これを行う。

（授与の時期）

第５条　文部科学大臣賞の授与は、毎年10月12日に行う。ただし、特別な事情があるときは、これ

を変更することができる。

（委員会）

第６条　授賞候補著書を選考するため、市長の附属機関として委員会を置く。

（組織）

第７条　委員会は、委員長及び６人以内の委員で組織し、学識経験者の中から市長が委嘱する。ただし、受賞候補となる著書のある者は委員となることができない。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

４　委員長及び委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員長及び委員の任期は、２年とする。ただし、本条例施行時における委員のうち、特に市長が指名した委員の任期は、３年とする。

６　委員長及び委員は、連続しての再任はできない。

（会議）

第８条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

（授賞の取消）

第９条　授賞著書に盗作等の行為が認められた場合は、その授賞を取消すことができる。

（対象著書目録等作成担当者）

第10条　文部科学大臣賞授賞作品を選考するため、対象著書目録等作成担当者を置く。

（庶務）

第11条　文部科学大臣賞授与に関する庶務は、地域力創造部文化振興課において処理する。

（補則）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成20年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞受賞に関する要綱（平成19年伊賀市告示第40号）により委員長及び委員に委嘱された者は、この条例の相当規定により

委員長及び委員に委嘱されたものとみなす。

附　則（平成22年３月30日条例第２号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月１日条例第５号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月１日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例の規定は、平成24年７月２日から適用する。

附　則（平成26年３月28日条例第３号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月29日条例第３号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月26日条例第２号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。